

平成29年労第5号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、荷役作業員として就労していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、当日の作業を終え、ロッカー室で着替え、帰宅するため処理場の出口へ向かって歩いていたところ、後進してきたフォークリフトに接触し、両足を後輪に轢かれ負傷した。

請求人は、ただちにC病院へ受診し、D病院に搬送され入院加療したが、同年〇月〇日、E病院に転医し、「左踵骨骨折、左第2・3中足骨骨折、両ショパールリスラン関節脱臼」等と診断され、療養の結果、同年〇月〇日治癒（症状固定）した。

請求人は、治癒後障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第11級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第1 1級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人に残存する障害として検討すべきものは、F医師作成の平成〇年〇月〇日付けの障害補償給付支給請求書裏面の診断書（以下「診断書」という。）及びG医師作成の同年〇月〇日付けの意見書並びに請求人の同年〇月〇日付けの障害の状態に関する申立書（以下「申立書」という。）から、両足関節の機能障害、両足の醜状障害及び左足の神経症状であると認められる。

ア 両足関節の機能障害について

(ア) 右足関節の可動域についてみると、F医師の診断書の測定結果は60度であり、また、G医師が測定した結果は55度であり、いずれも参考可動域65度の3/4以下には制限されていないことから、当審査会としても障害等級には該当しないものと判断する。

(イ) 次に、左足関節の可動域についてみると、F医師の診断書の測定結果は30度であり、また、G医師が測定した結果は35度であり、いずれも参考可動域65度の3/4以下に制限されていると認められることから、当審査会としても、請求人の左足の機能障害は、障害等級第1 2級の7（1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの）に該当するものと判断する。

イ 両足の醜状障害について

決定書理由に説示のとおり、醜状範囲が手のひら大に達しておらず、障害

等級に該当する障害とは認められない。

ウ 左足の神経症状について

請求人は申立書において、要旨「左足のみズキズキ痛む、触ると痛い、常にしびれる。」と述べている。F医師は診断書において、要旨「左足は関節拘縮（左足関節）と足全体の軽度の膨張、○分程の歩行で踵部の疼痛出現。」と述べており、また、G医師は平成○年○月○日付け意見書において、要旨「左踵骨々折、左中足骨々折後の頑固な神経症状を残す。」と述べており、これらのことから、請求人の左踵骨部の神経症状は、障害等級第12級の12（局部にがん固な神経症状を残すもの）に該当するものと判断する。

エ したがって、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、請求人に残存する障害は、左足関節の機能障害（障害等級第12級の7）（系列30）と左踵骨部の神経症状（障害等級12級の12）（系列13）であると認められ、2つの障害を併合して、併合第11級と判断する。

(2) なお、再審査請求代理人は、会社が安全への配慮に欠いたことによって請求人が被災したことや、法の下での平等を定めた憲法に反している等主張するが、請求人に残存する障害の程度については、上記(1)のとおりであり、再審査請求代理人の主張は上記結論を左右するものではない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害等級第11級に
応ずる障害補償給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。